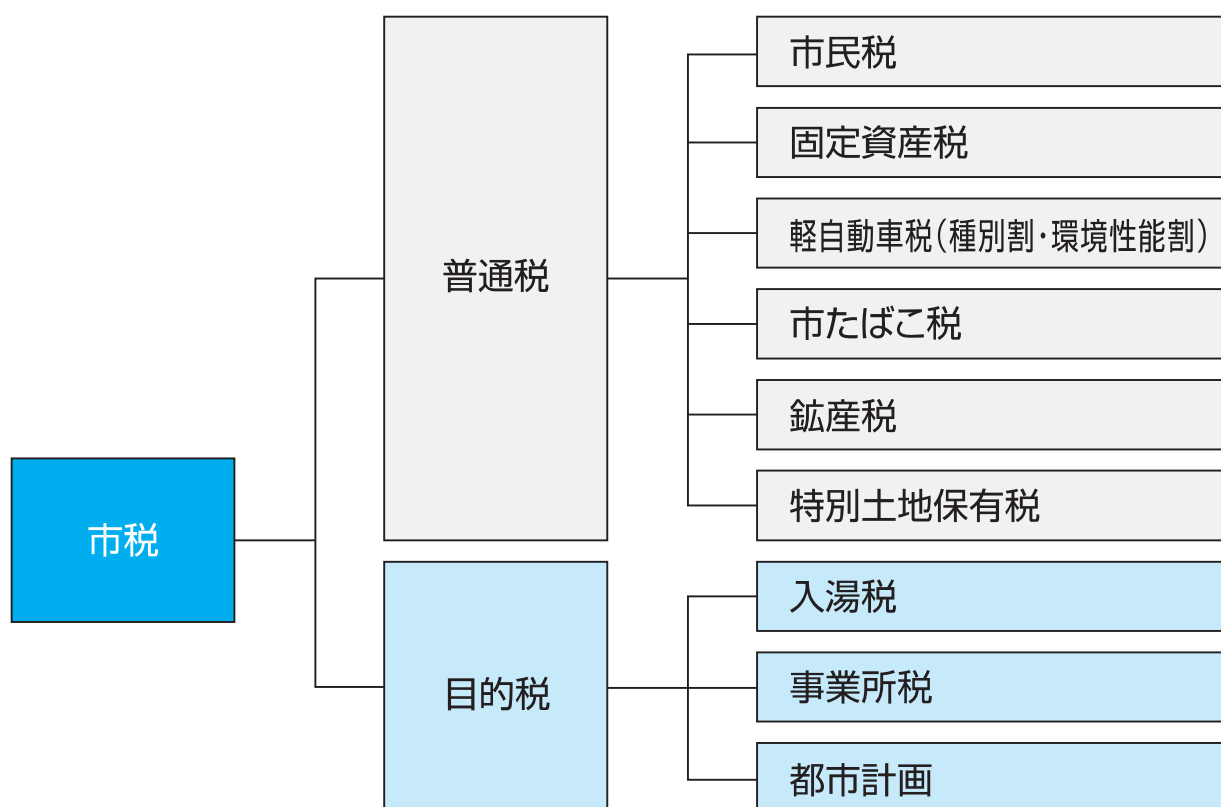


課税のしくみ

静岡市の市税

静岡市の市税は、現在9種類あります。



普通税 ●納められた税金の使いみちが特に定められず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金をいいます。

目的税 ●使いみちが特定されている税金をいいます。たとえば、都市計画税は下水道・公園・道路などを整備する都市計画事業の費用にあてます。

市民税

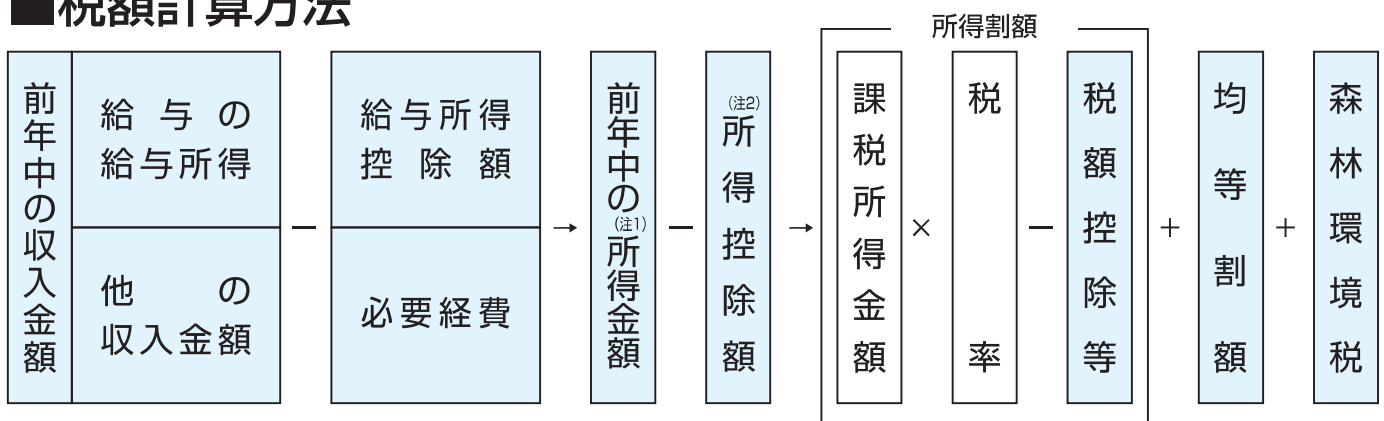
市民税には、個人市民税と法人市民税があり、それぞれ均等の額を納める均等割と所得に応じて納める所得割（法人の場合は法人税割）の2種類からなっています。

個人市民税

■納税義務者

- ① 1月1日現在、市内に居住する個人・・・均等割と所得割
 - ② 1月1日現在、静岡市の各区内に事業所や家屋敷を所有する個人で当該区内に居住していない方・・・均等割のみ
- ※上記の①又は②に該当する方であっても、所得等の状況によっては、非課税となる場合があります。
- ※令和6年度から、均等割と合わせて国税である森林環境税が課税されます。

■税額計算方法



(注1) 所得金額 ●所得割の税額計算の基礎となるもので、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。
所得の種類は、所得税と同じく①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥退職所得、⑦山林所得、⑧譲渡所得、⑨一時所得、⑩雑所得（公的年金等を含む）の10種類です。

(注2) 所得控除額 ●納税義務者に扶養親族があるかどうかや、前年中の社会保険料の支払金額など個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため所得金額から差し引くものの額をいいます。

法人市民税

■納税義務者

- ①区内に事務所・事業所を持っている法人…均等割と法人税割
- ②区内に事務所・事業所を持っていないが、寮・宿泊所・クラブなどを持っている法人…均等割
- ③区内に事務所・事業所を持っている「法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの」が収益事業を行う場合…均等割と法人税割
- ④法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所・事業所を有するもの…法人税割

■税額計算方法 法人税額×税率^(注1)＋均等割額^(注2)

(注1) 平成26年10月1日以後に開始した事業年度：9.7%
令和元年10月1日以後に開始した事業年度：6.0%

(注2) 均等割は区ごとに課税されます。

固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)に対して課税されます。

※償却資産とは、事業のために使うことができる機械や備品などで自動車等を除きます。

■納税義務者

1月1日現在、区内に固定資産を所有している人(原則として固定資産課税台帳に所有者として登録されている人)

■税額計算方法 課税標準額×税率(1.4%)

課税標準額 ● 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地に係る税負担の調整措置が適用されている場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

免 税 点 ● 区内に同一の人が所有する資産の課税標準額の合計が次の額に満たない場合には課税されません。

土地(30万円) 家屋(20万円) 償却資産(150万円)

軽自動車税(種別割)

軽自動車税種別割は、原動機付自転車、軽自動車(二輪・三輪・四輪)、小型特殊自動車、二輪の小型自動車(これらを「軽自動車等」といいます)の所有者に対して課税されます。

なお、割賦販売等で販売者が所有権を留保している場合は、使用者に課税されます。

納税義務者 ● 4月1日現在、軽自動車等の所有者となっている個人又は法人

申告 ● 軽自動車等を取得(購入)、譲渡(売却)、廃車(廃棄等)した場合、盗難に遭い見つからない場合、又は所有者が市外に転出もしくは死亡した場合には、ご本人又は関係者の方から申告していただく必要があります。無届のままで車体を譲渡又は処分してしまうと、税金をはじめ様々なトラブルの原因になるので、必ず所定の届出をするようお願いします。
※申告手続きについては「P29」参照

軽自動車税(環境性能割)

軽自動車税環境性能割は、新車・中古を問わず三輪以上の軽自動車(取得価額が50万円を超えるもの)の取得者に対して取得時に1回のみ課税されます。

割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は買主であ

納税義務者 ● 軽自動車を取得した人(新車、中古を問わない)

税率 ● 燃費基準値達成度等に応じて、新車、中古車を問わず、非課税～2%

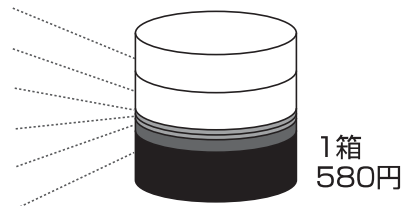
市たばこ税

たばこの製造者、卸売業者などが、市内の小売業者に「たばこ」を売り渡したときに、本数に応じて課税されます。

納税義務者 ● たばこの製造業者、卸売販売業者等
税 率 ● 売渡し本数1,000本につき6,552円

●●●●●●●● たばこ1箱(20本入580円)の中の税金は… ●●●●●●●●●●

国たばこ税	136.04円
市たばこ税	131.04円
県たばこ税	21.40円
たばこ特別税	16.40円
消費税	52.72円
	357.60円



鉱産税

鉱物の掘採事業を行った場合、その鉱物の価格に対して課税されます。

納税義務者 ● 鉱業者
税 率 ● 鉱物の価格の1%(価格が200万円以下の場合は0.7%)

特別土地保有税

土地の投機的取得及び保有を抑制し、宅地の供給促進を図ることを目的として、土地の所有又は取得に対して課税されます。

納税義務者 ● 区内に2,000㎡以上の土地を所有する又は取得した者
税 率 ● 保有は1.4%、取得は3%
※平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われません。

入湯税

環境衛生施設などの整備や、観光の振興にあてるための目的税で、鉱泉浴場(温泉)に入湯したときに課税されます。

納税義務者 ● 入湯者

税 率 ● 1人1日150円

※ただし、13歳未満の者、修学旅行など学校行事に参加する者及び日帰りで入湯する者は、免除されます。

事業所税

都市環境の整備・改善に関する事業にあてるための目的税で、市内の事業所等において行われる一定規模以上の事業に対して課税されます。

納税義務者 ● 事業所等において事業を行う法人又は個人

免 税 点 ● (1)資 産 割 事業所床面積1,000㎡以下

(2)従業者割 従業者数100人以下

※(1)及び(2)の数字は、非課税分を差し引きした後のもの

税 率 ● (1)資 産 割 事業所床面積1㎡につき600円

(2)従業者割 従業者給与総額の0.25%

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業にあてるための目的税で、固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

納税義務者 ● 1月1日現在、市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している人

税額計算方法 ● 課税標準額×税率(0.3%)

課税標準額 固定資産税と同じく土地、家屋の評価額をもとに算出します。

市街化区域農地の宅地並み課税

市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税は、宅地並みの課税となります。ただし、新たに宅地並みの課税となってから4年度間については、軽減措置が講じられます。

なお、生産緑地地区の指定を受けた場合や市街化調整区域に編入された場合は、農地としての課税となります。

■宅地並み課税による税額の求め方

▼固定資産税額

次の(ア)又は(イ)のうちの、いずれか少ない額

(ア) 当該年度の評価額×特例率(1/3)×軽減率(下表に掲げる率)×税率1.4%

(イ)
$$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度の前年度} \\ \text{の課税標準額(a)} \end{array} + \text{当該年度の評価額} \times \frac{1}{3} \times 5\% \right] \times \text{税率} 1.4\%$$

(b)

(a)当該年度の前年度の課税標準額…前年度の賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなした場合の課税標準額

※(b)が当該年度の評価額に1/3を乗じた額の20%を下回る場合には、20%相当額となります。

▼都市計画税額

次の(ウ)又は(エ)のうちの、いずれか少ない額

(ウ) 当該年度の評価額×特例率(2/3)×軽減率(下表に掲げる率)×税率0.3%

(エ)
$$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度の前年度} \\ \text{の課税標準額(c)} \end{array} + \text{当該年度の評価額} \times \frac{2}{3} \times 5\% \right] \times \text{税率} 0.3\%$$

(d)

(c)当該年度の前年度の課税標準額…前年度の賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなした場合の課税標準額

※(d)が当該年度の評価額に2/3を乗じた額の20%を下回る場合には、20%相当額となります。

年度	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目
率	0.2	0.4	0.6	0.8